

ドイツ経営協議会の生成

その他のタイトル	Entstehung der Betriebsrate in Deutschland
著者	大橋 昭一
雑誌名	関西大学商學論集
巻	34
号	2
ページ	221-252
発行年	1989-06-25
URL	http://hdl.handle.net/10112/00020528

ドイツ経営協議会の生成

大橋 昭一

I まえがき

ドイツの経営参加は、従業員代表機関たる経営協議会 (Betriebsrat) を基幹とするものである。経営協議会は、1920年2月4日の「経営協議会法」(Betriebsrätegesetz) により、最初法定化されたものであるが、1918年の11月革命におけるレーテ (Rat, 複数形で Räte) 運動の関連のなかで生まれてきたものである。⁽¹⁾
⁽²⁾

レーテは、当初ストライキ委員会的なものとして結成された場合が多いが、当時の政治変革に大きな役割を果たした。11月10日夕方開催された第1回ベルリン労兵大会では、臨時ドイツライヒ政府ともいうべき人民代表評議会 (Rat der Volksbeauftragten) を選出するとともに、さしあたりレーテの執行機関としてベルリンレーテ執行評議会 (Berliner Vollzugsrat) を形成した。

(1) Rat, Räte についてわが国では、Betriebsrat の場合にはこれを協議会 (経営協議会) と訳し、Arbeiterrat, Arbeiter- und Soldatenrat の場合には評議会ないしレーテを訳す場合が多い。Rat (Räte) は、ドイツでは上記以外に種々な使い方がるので、本稿では Rat (Räte) について統一訳語をあてず、旧来の訳し方を参考にして協議会、評議会、委員会、レーテ (単数はラート) などの訳語を適宜使用することをあらかじめ断っておきたい。

(2) とくに本稿まえがきの部分については、大橋昭一「ドイツにおけるレーテ運動の生成」『関西大学商学論集』第33巻第4・5号 (1988年12月)、および同「ドイツにおけるレーテ体制の成立と変遷」『関西学院大学商学論究』第36巻第4号 (1989年3月) を参照されたい。

ベルリンレーテ執行評議会は、レーテの全国最高執行機関を正規に選出し、レーテ体制を確固たるものにしようとして、全国労兵レーテ大会を1918年12月16日ベルリンで開催するようよびかけた。同大会においてレーテ中央評議会 (Zentralrat) が選出されたが、USP (独立社会民主党) は参加を拒否したため、同中央評議会は27名全員が SPD (社会民主党) 系の者のみから構成されることになった。

ここにすでに、当時のレーテ運動の弱さが象徴的に現われていた。そのうえ SPD の指導的勢力 (SPD・政府・自由労働組合の首脳部たち) は、レーテをドイツ本来の考え方や議会主義になじまないものとして、それが SPD 系のものであっても、レーテを敵対視し、一日も早く終息させようと努めた。

その場合、SPD 指導的勢力が、社会運営上において軍隊、行政、経済の旧来の担い手 (将校、高級官吏、企業者など) を不可欠として、それに依拠しようとしたのに対して、一般大衆・労働者大衆は、11月革命によってまさにこれら旧来の専制的管理者層の排除されることを求めていた。ここに SPD 指導的勢力と一般大衆・労働者大衆とのギャップがあり、それが SPD 内部においても首脳部と一般レーテ活動家とのずれとなって現われた。こうした背景のもとに、レーテ推進勢力と SPD・政府首脳との最初の大きな衝突となったのは、ベルリンを中心とした1919年の1月蜂起であった。

1月蜂起は、ノスケ (Noske, G.) の率いる義勇軍により武力鎮圧され、レーテ勢力の敗北で終わった。その後においてもブレーメン、ククスハーフェン、マンハイム、ブラウンシュヴァイク、ミュンヘンなどでは、レーテ共和国樹立をめぐり激しい闘争が展開されたが、レーテ運動は、全体としては1月以降力を失いつつあった。こうした状況のもとにおいて、レーテをドイツの

(3) とにかくレーテ共和国の宣言が行われた主たるものは、ブレーメン (1月10日, 25日間存続), ククスハーフェン (1日11日, 5日間存続), マンハイム (2月22日, 1日間存続), ブラウンシュヴァイク (2月28日, 1日間存続), ミュンヘン (4月7日, 24日間存続) である。Kolb, E., *Die Arbeiterräte in der deutschen Innenpolitik 1918-1919*, Frankfurt am Main/Berlin/Wien 1978, S. 327.

社会制度のなかになんらかの形で位置づけ、レーテをいわば体制内化して、レーテに期待をよせる一般大衆・労働者大衆のエネルギーを収拾することが必要となった。

それは結局、レーテを経済的なレーテとして存続させる形で行われることになり、それが周知のように、さしあたりワイマール憲法第165条および経営協議会法として結実した。本稿はそれにいたる政治的レーテから経済的レーテへの転換、経済的レーテとしての経営レーテ（経営協議会）の生成過程を中心に考察するものである。

II 経営レーテの生成

1918年11月革命当時の労働者レーテは、結成の仕方からみると、レーテの構成メンバーについて SPD と USP ないし労働組合の間で下交渉が行われ、それが労働者の集会で承認されるという形をとったものと、各経営体などで労働者数に応じてまず代議員が選出され、代議員の集会で執行機関としてレーテが作られるという形をとったものとに大別される。

後者が労働者レーテ本来の形のものといっているが、そうしたなかにおいて経営レーテの嚆矢といえるものが、すでに1917年4月ストライキの際ベルリンで生まれている。すなわち、ストライキ中のドイツ兵器弾薬工廠（Deutsche Waffen- und Munitionsfabrik）の約1万人の労働者が1917年4月18日に3人の委員会を設けたものや、同年4月19日にクノール・ブレーキ社（Knorr-Bremse AG）の約1千人の労働者が3人の委員会を作ったものである。⁽⁴⁾

しかし労働者レーテとしての経営レーテが一般に形成されたのは、1918年11月の政治変革以後においてであった。ロイナ工場（Leune-Werke）ではすでに11月8日にそうした委員会が組織されているが、ベルリンの大経営などでは11月10日、ライン・ウェストファーレンや中部ドイツの鉱山や鉄鋼所な

(4) Kolb, *a. a. O.*, S. 57-58.

どでは、その数日中に結成されている。⁽⁵⁾

こうした経営レーテでは、初期には USP や革命的オブロイテの力が比較的強く、労働組合の関与なしに、あるいは労働組合反対派によって結成された。また経営レーテのなかには、労働者委員会の名称を使用していたものもあり、また旧来の労働者委員会から形成されたものや、旧来の労働者委員会の委員から成るもの、あるいは旧来の労働者委員会と並存の形をとったものなどがあった。⁽⁶⁾ いずれにしろ、経営レーテの多くは、旧来の労働者委員会とはっきり対立するものとして生まれ、その性格は自律的な従業員代表機関たるものであった。

経営レーテはこのように、労働組合とは別のところでストライキ委員会的なものとして結成された場合が多く、多くはさしあたり賃金引き上げや労働条件の改善をめざして活動したものであったが、それにとどまらず、経営管理に対するコントロール (Kontrolle über die Betriebsleitung) を要求し、問題のある管理者や職員の解任を要求するものもあった。⁽⁷⁾

たとえば前記のロイナ工場の場合、11月8日結成の翌日(11月9日)経営レーテが経営者に申し入れた条項には、8時間労働日制、残業と日曜勤務の中止、全従業員の同一給食、軍需生産の中止とともに、すでに部下に対する上司の適正な扱いという1項目があった。さらにその後ベルンハルト・ケネン (Koenen, Bernhard) が経営レーテ議長となってからは、労働者の雇入れ、解雇について共同決定することや、管理者の解任や降格について要請することなどもなしうるようになった。⁽⁸⁾

またルール地方などでも多くのレーテでは、当初の要求に賃金引き上げや労働時間短縮などとともに、経営による監督の緩和、罰則規程の変更、労働

(5) Bieber, H., *Gewerkschaften in Krieg und Revolution*, Teil II, Hamburg 1981, S. 623-624.

(6) von Oertzen, P., *Betriebsräte in der Novemberrevolution*, 2. Aufl., Berlin/Bonn-Bad Godesberg 1976, S. 168-169, 439-440, 442.

(7) Bieber, a. a. O., S. 624.

(8) von Oertzen, a. a. O., S. 134-135, 171.

者に不評な管理者や職員の処分などがあげられていた。⁽⁹⁾ポトロプの労兵レーテのように、11月11日労働者敵対的な管理者や職員を解任させるとともに、かれらを別の部門で就業させ、3か月後にさらに審査するという決定を行っているところもあった。⁽¹⁰⁾

オーバーシュレージェンでは、11月中旬鉱山や鉄鋼所の労働者が賃金引き上げと6時間交代労働制などを求めて蜂起し、労働組合の交渉で要求の一部が認められたにもかかわらず、運動は収まらず、戦争中の高額利潤の分配を求める要求も生まれた。労働者は企業者による経済的財務的狀態についての説明に納得せず、鉱山労働組合のレフラー (Löffler, H.) が仲介に入り、企業の帳簿の査察を提案する一幕もあった。労働者は財務問題も含め、企業者による一方的な企業運営に反対し、すでに11月終り頃から12月初旬には問題ある管理者・職員⁽¹¹⁾の解任が行われている。

要するに経営レーテ運動には、旧来の企業者による専制的経営体制の変更ないしそのコントロール、経営参加の要求が含まれており、旧来の労働組合運動の枠をこえて、文字通り経営における民主化を実現しようとするものであった。その場合どこに重点をおくかは、レーテにより論者により多様であって、後述のように中部ドイツなどでは、さしあたり経営のコントロールに第一の重点をおくところもあったが、レーテの主張は多くの場合、ごく一般的には、経営のコントロールと共同決定 (Kontrolle und Mitbestimmung) の要求として提起された。

たとえば、当時のレーテ運動の目標を表現した文書として、1918年11月16日直接的には経営レーテの選出に関してベルリンレーテ執行評議会が出した指令があるが、そこでは経営レーテは「生産過程から生じるすべての問題に

(9) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 111.

(10) Bieber, *a. a. O.*, S. 644.

(11) Bieber, *a. a. O.*, S. 637-639.

ついてコントロールと共同決定の権利を有するものとする⁽¹²⁾と述べられている。

この11月16日の指令は、自由労働組合や SPD の強い反対にあったため、ベルリンレーテ執行評議会は11月23日改めて「経営レーテの選出と任務に関する基準」(Richtlinien für die Wahl von Betriebsräten und über deren Aufgaben)を告知したが、それによると経営レーテは労働者・職員の政治的および経済的利益の擁護を使命とするものであること、労働者・職員に関連するすべての問題について経営指揮者または管理者と共同して規定にあたりるとともに、若干の者を経営陣に派遣し、その者がこれらの事項について拒否権をもつこと、ただしそれ以外の事項については経営レーテは共同決定権を有さないこと、などが定められている⁽¹³⁾。

これより前、11月19日に第2回ベルリン労兵レーテ大会が開催されたが、そこでは30人の発言者の半分以上が経営代表の労働者・職員で、そのうち9人が経営労働者レーテの独立性について賛成論を述べている。そして、とりわけ大規模経営において企業者に対する共同決定権の確立が主張されている⁽¹⁴⁾。

ところで、この大会における大きな論点の1つは、レーテと労働組合との関係であった。当時レーテには、労働組合関係者の関与のもとに結成されたものもあり、労働組合関係者のすべてがレーテに敵対的であったのではないが、レーテによる賃金引き上げ、労働条件改善の闘争はいうまでもなく、経

(12) Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hrsg.), *Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung*, Reihe II, Band 2, Berlin 1957, S. 402.

(13) Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 460-461. Ritter/Miller (Hrsg.), *Die deutsche Revolution 1918-1919—Dokumente*, Hamburg 1975, S. 241-242.

(14) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 81-82.

営のコントロールと共同決定の要求にしても、労働組合との軋轢を生むものであった。

というのはもともとドイツでは、社会的意識として、同一職務にある者は、就業経営体のいかに問わず、同一利害にあるといういわば横の連帯感が強く、労働組合はそうした者の職務別の結合体として、同一職務にある者の経営体のいかにとらわれない全体的利益擁護を第一に考えるものであるという考えがあり、労働者が経営に参加する場合においても、それは個々の経営においてではなく、超経営的レベルにおいて労働組合によって遂行されるべきものと考えられていたからである。⁽¹⁵⁾

ドイツのそれまでの SPD や労働組合の考え方からいえば、個々の労働者はたまたまある経営において就業している者であって、その経営の事情が労働者に決定的意味をもつものではない。労働者までが就業している経営の要件に拘束されたり、それを背後に担って行動することは、労働者全体、少なくともその職種部門全体の労働者の全体的利益よりも、経営の利害を優先させることになり、ついには経営利己主義に陥るおそれをもつことなのであった。従って社会化などにおいても、SPD・労働組合の考え方によれば、レーテ側の主張するような個々の経営において社会化するということは、強く否定されるべきものであった。

ちなみに、自由労働組合総務委員会 (Generalkommission) の有力メンバーで、当時ライヒ政府労働省長官（後にライヒ宰相）であったパウアー (Bauer, G.) は、1919年6月10～15日の SPD 党大会において、左翼派レーテ活動家による経営における共同決定、社会化の主張に対して次のように述べている。「労働者がそれぞれの経営において経営を担当しなければならないという主張がなされているが、しかしそれは社会化ではなくて、大衆資本主義 (Massenkapitalismus) である。……社会化は、全体が経営を所有することによってのみ行われうるものであって、たまたまその経営で就業している労働

(15) Potthoff, H., *Freie Gewerkschaften 1918-1933*, Düsseldorf 1987, S.160-161.

者が、経営を所有し自分たちの裁量で運営することによって行われるのでは決⁽¹⁶⁾してない。」

これが、当時における SPD・労働組合の主流的な考え方であった。労働組合としてはさらに、11月15日の「中央労働共同体協定」(Zentralarbeitsgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlands)により、資本家・経営者による労働組合の承認と引き換えに、資本家・経営者による企業経営の続行されることを認めた事情があった。

企業の管理者・職員を追放したり、企業で直接社会化を実施しようとするレーテの主張は、この点においても労働組合の意向に反するものであった。結局、SPD・労働組合のレーテに対する対応策は、経営利己主義に陥ることのないよう、超経営的なレベルで全体の立場にたって、労働組合を究極的な担い手として、資本家・経営者と同権的な経済運営をはかることをもって、経済の民主化、そして経営の民主化を実現しようというものであった。

III 政治的レーテから経済的レーテへ

ドイツのレーテ運動は、以上のような経営における労働者レーテを一つの足場とするものであって、当初から経営レーテが、たとえ部分的にしろ、存在してきた。しかし経営レーテは最初、政治的レーテ運動の母体という意味が強く、かつ経営における政治的利害をも代表するものという位置づけであって、政治的運動の担い手という性格を強く有していた。そういう意味においてもレーテ運動は、何よりもまず政治的運動であった。

しかし政治的レーテとしての運動は、1918年12月16日～21日の第1回全国労兵レーテ大会において、制憲国民議会の選挙を1919年1月19日に行うというコーヘン(Cohen, M.)の動議が可決されて、レーテ路線の終息することが決められたことにより、展望を有さないものとなった。事実、レーテ中央

(16) *Protokoll über die Verhandlungen des Parteitag der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands Weimar 1919*, unveränderter Nachdruck der Ausgabe Berlin 1919, Berlin/Bonn-Bad Godesberg 1973, S. 444-445.

評議会ではレーテのいわば解体を使命にするものという認識すらなされる始末であった。

こうした政治的レーテ終息の動きは、さらに1919年1月蜂起の敗北によって加速された。1月蜂起はドイツ革命の転回点をなしたものであり、その敗北は政治的レーテの終息を実質的に可能にした決定的事件であった。かくて制憲国民議会路線の確定と1月蜂起の敗北により、レーテ運動の側においても、レーテ活動を政治以外の分野に、つまり経済に求めることになり、それが、一般大衆・労働者大衆のレーテ運動によせるエネルギーを政治以外において收拾しようとする SPD・政府首脳の意図とも、結果的には合致することになった。

ベルリンでは、1月蜂起のころからいくつかの経営労働者レーテの会合において、経営レーテの活動に関する新規準がとり決められて、それが1月16日ベルリンレーテ執行評議会です承され、1月17日のベルリン労兵レーテ大会で採択されたが、それは、経営レーテの同権的な共同決定と経営会議・監査役会 (Direktion und Aufsichtsrat) への参加を要求するとともに、社会化の遂行が労働者レーテの協力 (Mitarbeit) によってなされることを主張するものであった。⁽¹⁷⁾

しかし、1月以後における経済的レーテ化の動きにおいて大きな影響を与えたのは、ルール地方と中部ドイツの鉱山労働者の運動であった。というのは、当時のレーテ運動は、ごく概括的にいえば、ベルリンでは比較的的政治的レーテ運動が中心であったが、ルール地方や中部ドイツでは、経済的レーテの活動が盛んであったからである。そのうちでも、ルール地方では端的には社会化が代表的スローガンとされていたが、中部ドイツでは経営のコントロールがスローガンとされ、ニュアンスに違いがあった。

1. ルール地方の経営レーテ運動

ルール地方では、11月9日の政治的変革直後多くの所で、労兵レーテが政

(17) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 83.

治的主導権を掌握したが、一部地域を除いて、当初は大きな動きがなかった。⁽¹⁸⁾レーテ側の要求も前述のように、賃金引き上げ、労働時間短縮、経営規律の緩和など、比較的穏健なものであった。しかし賃金引き上げや労働時間短縮などについて、11月15日に労働組合が経営者側と一応の合意に達したが、労働者たちは納得せず、12月になってストライキがおきていた。

そうしたなかで、12月末ベルリンでの血のクリスマス事件を契機とする人民代表評議会(ライヒ政府)からの USP の脱退や、さらには1月蜂起が伝えられると、ルール地方も緊張が一段と高まった。ドルトムント(1月7~8日)、デュッセルドルフ(1月8~11日)グラトベック(1月11~13日)などにおいて左翼派の蜂起が試みられ、それに対して義勇軍など政府軍がハーゲン(1月8~9日)、ビュール(1月14日)などに進撃し、武力衝突がおきた。

ところでルール地方において社会化要求が提起されるようになったのは、1918年の終りから1919年初頭にかけてであったが、これより前1918年12月16~21日の第1回全国労兵レーテ大会において、ルール地方レムシャイト選出のシュリーステット(Schliestedt, H.: USP 系金属産業労組員)は、経済的権力なしに政治的権力を保持しつづけることはできないと主張し、その際「問題は経営体の運営であり、今や企業者・職員によってのみ運営が行われるのではなく、われわれは労働者委員会すなわち労働者レーテを通じて労働者を経営に参加させねばならない⁽¹⁹⁾」と訴えた。

これは当時のルール地方の一般的な考え方を代表するものであり、社会化が労働者の経営参加と一体の形で提起されていたことを示すものであるが、ルール地方における社会化そのものについての要求の直接的出発点となったのは、エッセンの労兵レーテ(SPD, USP, KPD(ドイツ共産党)により構成)が1919年1月9日に行った歙山即時社会化の決議である。つづいて同レーテは1月11日 SPD 系の裁判官ルーベン(Ruben, E.)を「社会化のための人民委

(18) 以下ルール地方の経営レーテ運動については、von Oertzen, *a. a. O.*, S. 110ff., Bieber, *a. a. O.*, S. 643 ff. による。

(19) zitiert aus, von Oertzen, *a. a. O.*, S. 112-113.

員」(Volkskommissar für Sozialisierung)に任命し、エッセンの石炭シンジケートと炭鉱協会の事務所を占拠したが、しかし経営者、労働者に対して生産の続行を訴えた。

そして同労兵レーテのよびかけでライン・ウェストファーレン地方の全労兵レーテ会議が1月13日エッセンで開催されることになり、この会議には、ライヒ政府や諸労働組合(自由労働組合、キリスト教労働組合、ヒルシュ・ドゥンカー労働組合、サンジカリスト系労働組合を含む)の代表も参加したが、全員賛成のもとに鉱山の即時社会化を議決した。それとともに「社会化のための人民委員」としてルーベンが確認され、SPD、USP、KPD各3人から成るいわゆる九人委員会(Neunerkommission)の設置が承認された。そして同会議の後に「ルール炭鉱地域の皆さんへ」⁽²⁰⁾(An die Bevölkerung des Ruhrkohlengebietes)のアピールが発表されたが、そこでは、今や革命は政治的なものから社会的なもの、経済的なものに移行し、社会化が必要となっている旨を提起している。

同アピールは、いろいろな点で当時のルール地方におけるレーテ運動の一般的考え方を示す代表的文書であるが、まず社会化について、それを「企業者による労働者の搾取が消滅することであり、大規模経営についてはそれを資本家からとりあげ、人民の所有とすることである」と規定している。しかしレーテ運動の関連については、社会化がレーテ組織の上においてなされるとしたうえで、「レーテ組織を築き上げることによって労働者の共同決定は確保される」とし、さらにレーテ組織の任務の一つは、釣り合いのとれた適正な賃金規制をすることで、「社会化のための人民委員」の任務はその一つがさしあたり「鉱山労働者の労働組合と共同して、労働協約により規定され

(20) このアピール文面では、同会議は1月14日となっているが、フォン・エルツェンによるとそれは1月13日の誤記である。von Oertzen, *a. a. O.*, S. 113, 358-361. Mandel, E., *Contrôle ouvrier, Conseils ouvrier, Antogestion, anthologie*, Paris 1970. 榊原彰治訳『労働者管理・評議会・自主管理』柘植書房, 223-226ページ。

た賃金関係が、地域全体において実現するところにある」としている。

具体的なレーテ組織は、同アピールおよびそれを基礎に提示された「活動規程」(Bestimmungen über die Tätigkeit)によると、次のごとくであった。まず各作業区(Steigerrevier)ごとに作業区レーテが作られ、それが労働条件や賃金決定について共同決定する。その上位機関として事業所(Schachtanlage)ごとに坑山レーテ(Zechenräte)が作られ、それが作業秩序の確定、罰則の適用、解雇について共同決定するとともに、作業区レーテと経営側との紛争についての調停にあたり、さらに当該事業所のすべての経営的、経済的および商事の事項について査察(Einblick)する権利をもつ。その上において、各鉱山区(Bergrevier)ごとに鉱山区レーテが作られ、さらに1鉱山地域(Kohlengebiet)において鉱山区レーテ20ごとに中央鉱山レーテ(Zentralzechenräte)が組織されて、それが「社会化のための人民委員」の監督にあたる、となっている。

同アピールは、これによって「最も大きな問題から最も小さな問題にいたるまで労働者の共同決定が確保される」としており、レーテの活動としては、経営参加、共同決定にかなりの重点をおいている。従って同アピールは社会化というスローガンのもとに、まずレーテ組織の確立につとめ、第1段階としてさしあたり労働者の直接的な要求である賃金引き上げ・労働条件改善などにつとめて、共同決定を確保し、究極的目標として資本主義の止揚を掲げるという考えであったものと解することができる。

ルール地方の社会化運動、とりわけレーテ運動の性格を知るうえでは、同アピールが、同会議に参加したすべての系統の労働組合とすべての社会主義的政党(SPD, USP, KPD)の名においてストライキの中止を訴え、「今日ストライキを主張するものは、危険分子か買収された資本主義分子である」とさえ述べていることが注目される。その基礎には、レーテ運動が単なるストライキ運動ではなくて、労働が労働者自身のため、国民全体のために行われる体制を実現しようとするものである、という考えがあったと思われる。

SPD などでは、別稿で詳述しているように、⁽²¹⁾レーテを認める場合においてはそれを生産者の組織として位置づけ、階級闘争の組織ではないとする考えが強かったが、それがここにみられるのである。レーテが経営参加、共同決定を求めるものとするならば、単なる闘争の組織にとどまることなく、生産そして経営の執行に関与する者の組織という観点が必要となってくるのであろう。ちなみに「すべての権力をレーテへ」という主張においても、とにかくレーテは執行者ということが前提になる。

ともあれこうした背景のもとに、ルール地方のストライキは、若干の例外を除いて、1月11日の8万人のストライキ以降下火となり、いったん鎮静化した。同アピールのいうように「レーテ組織はストライキよりもすぐれたものである」ということを、ともかくさしあたりは示したのである。

さらにルール地方の当時のレーテ運動、社会運動の性格を知るうえで看過されてならないことは、一般にレーテ運動家がレーテを国民議会と両立するものと考えていたことである。前記の九人委員会は、ライヒ政府（人民代表評議会）の承認を求めるよう努めたし、1919年1月19日に行われた制憲国民議会選挙は、ルール地方ではとりたてた妨害もなく行われ、レーテ運動家たちは議会との協調に努めた。

ところがライヒ政府は、その代表も参加した1月13日のエッセン会議における決議を認めようとはせず、鉦山社会化に関しては、1月18日政府の全権代理人（Reichsbevollmächtigte :ルール地方のそれは労働組合運動家フエ（Hué, O.）、鉦業鉄鋼業資本家フェグラー（Vögler, A.）、政府商務省のレーリク（Röhrig, A. O.））を任命して活動にあたらせる一方、経営レーテに代わる労働者委員会の選出を指令した。

このためルール地方の労兵レーテは、1月20日と2月6日に会合して、1月13日のエッセン会議の決議を確認するとともに、ライヒ政府に対して九人委員会の全面的承認などを要求し、それが2月15日までに受け容れられない

(21) 大橋昭一「レーテ 制度化と 経営協議会」『関西大学商学論集』第34巻第3号 (1989年8月) 収録予定。

場合には、ゼネストに立ち上がるとの最後通告を発表した。⁽²²⁾

しかしライヒ政府はそれを拒否して、武力制圧に乗り出した。2月10日フォン・ワッター将軍(von Watter, O.)麾下の軍隊がミュンスターに進撃し、その急進的兵士レーテを武装解除してその長を逮捕したのをはじめ、2月15日には義勇軍がドルステンに進撃し武力衝突が生じた。そこで一部の急進派レーテは急きょミュールハイムで会合し、即時ゼネスト突入を決めたが、2月18日に予定通り開催された労兵レーテ会議では、このミュールハイム会議の決議の有効性をめぐって大激論となった。多数を占めていた SPD 系参加者は退場し、残った者だけでゼネスト決議が行われたが、SPD は九人委員会からも脱退した。

政府軍はさらに中心部に進撃し、ドルトムント、オーバーハウゼン、ポトロプなどで政府軍との武力衝突、左右両派の衝突がおきた。ストライキ参加者はそれでも2月20日には約18万人に達したが、2月21日代議員集会が開かれ、正式にスト中止が決められた。しかしその後も労働時間短縮やレーテ承認などを求めてストライキが散発的に行われた。3月30日には USP 系と KPD 系の左翼派のみによる全ルール地域の代議員集会が開かれ、九人委員会の代わりに中央鉱山レーテの結成、レーテ制の上になつ「一般鉱山労働者ユニオン」(Allgemeine Bergarbeiterunion) の結成を決めるとともに6時間労働制などを求めて無期限ゼネストの突入を決定した。

4月1日ゼネストは勃発し、4月9日参加者は約30万人にも達した。政府・企業側は、ゼフェリング(Severing, C: SPD)を国家委員(Reichs- und Staatskommissar)に任命し、武力制圧を行う一方、7時間労働制を認めるなど対応に努め、ようやく4月28日ストライキは終息した。

2. 中部ドイツの経営レーテ運動

ハレやメルゼブルク周辺の中部ドイツ工業地帯は、古くから金属産業や褐

(22) 2月6日会議の決議文は、von Oertzen, *a. a. O.*, S. 361-362 に収録されている。

炭鉱業で知られていたが、戦争中化学工業などが発達し重要性をおびて⁽²³⁾た。ハレなどはもともと USP など左翼派の強い所で、中部ドイツでも11月9日の政治変革後、行政機関コントロールのための労兵レーテができたが、経済的レーテ運動の出発点となったのは、1月9日のルール地方・エッセンにおける社会化決議であった。

2月6日のエッセンでの会議には、ハレからも代表が参加するなど、ルール地方の動きが中部ドイツに伝わって運動が高まり、一部において経営レーテとそのコントロール機能を経営者に対して威力をもって認めさせようとする、いわゆる“過激社会化” (wilde Sozialisierung) が行われたりした。たとえばあるカリ鉱山では、1919年2月労働者4名・職員3名から成る経営レーテが結成されるとともに、経営レーテの決定に基づいて経営運営のなされるべきことが決められて、上級管理者の排除、経営レーテによる労働力配置や坑内作業の運営などを実施した。

しかしこうした“過激社会化”に対して、ウィルヘルム・ケネン (Koenen, Wilhelm) らにより構成されていたハレ地区鉱山労働者ラート (Bezirksbergarbeiterrat) は、これを非難し、経営レーテに対して軽卒な行為を慎しみ、職員や管理者を勝手に追放したりしないよう警告している。

当時の中中部ドイツレーテ運動の考えを示す文書としては、1919年2月13～14日ワイマールにおいて、経営レーテの承認をめぐって労働組合や使用者の代表も参加して会談が行われることになった機会に、ハレ地区鉱山労働者ラートが発表した「暫定的経営レーテ職務要綱」⁽²⁴⁾ (Vorläufige Dienstanweisung für die Betriebsräte) がある。

そこでは、経営レーテの最大の任務が経営をできる限り速やかにかつ支障なく民主化し、社会化のための準備を行うことであるとしたうえで、経営レーテが工場指揮と従業員のコントロールにあたり、生産向上を目的として経

(23) 以下中部ドイツの経営レーテ運動については、von Oertzen, *a. a. O.*, S. 133ff. による。

(24) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 362-363 に収録されているところによる。

営をできる限り高い状態におくよう配慮すること、鉱山の治安と従業員の安全に関する規定の順守につきコントロールすることを規定し、つづいて事業所のすべての経営的、経済的および商事の事項についての査察、賃金給与の紛争に際しての共同決定、解雇についての共同決定を規定している。

この「要綱」は、当時中部ドイツにおけるレーテ運動の指導者であった W. ケネンの主導のもとに作成されたものであるが、かれはそのコントロールに重点をおいた考えを、1919年5月21日の会合で次のように総括している。「労働者の欲しているのは行政の査察であるが、それはコントロールによってのみ可能である。というのは、労働者が立法に関連してなしうる唯一の可能性は、公的機関の運営について査察することであり、それは、私的経営についても同様である。……共同決定権 (Mitbestimmungsrecht) のない間は、われわれは過渡的なものとしてコントロール権 (Kontrollrecht) を主張する。労働者はもはや外部の者ではなく、内部の者であり、共同で決めることを欲している⁽²⁵⁾のだ」。

経営レーテが単なるストライキ委員会ではなくて、経営の運営、生産の運行に参与するものであり、さしあたり企業者とともに共同運営に携り、共同決定を欲するものであるが、ただし企業者の専制を打破し、その意味において経営の民主化に努めるものであることが、ここでも明瞭である。ただ W. ケネンら中部ドイツの場合には、コントロールと共同決定を区別し、しかもさしあたりコントロールに比較的重点をおいている。

その場合コントロールは、ここでは、共同決定の前段階的なものという位置づけであるが、やや後の1919年7月27日ハレで行われた革命的経営レーテ大会 (Die revolutionäre Betriebsrätekonferenz) で W. ケネンは、共同決定は経営レーテが責任を負う形での参加であるが、コントロールは経営レーテが責任を負うものではなく、企業経営者が自らの責任で運営を行うことについて査察などの形で参与するものであると説明している。⁽²⁶⁾

(25) zitiert aus, von Oertzen, *a. a. O.*, S. 151.

(26) zitiert aus, von Oertzen, *a. a. O.*, S. 163.

さて、2月13～14日のワイマールの前記会談において、ライヒ政府を代表して出席したウィッセル（Wissell, R.）とパウアーは、レーテ承認と社会化実施を求めるレーテ側の主張を断固拒否し、社会化等に関するエッセンでの決議は素朴な経済観に基づいたもので、社会化には困難が余りにも多いし、労働者レーテの経営管理への介入は決して認められない旨を主張した。⁽²⁷⁾

そのため会談は難航したが、最後に経営レーテをとにかく認める協定ができた。しかしそれによると、経営レーテは既存の労働者委員会・職員委員会から間接的に選出されるもので、労働者・職員の解雇について共同決定は認められたが、経営管理のコントロール権はなく、経営諸事項への査察も労働関係に直接関連するものだけに限定されるものであった。⁽²⁸⁾それは、ハレ地区鉱山労働者ラートの主張たる「暫定的経営レーテ職務要綱」にも及ばないもので、労働者の憤激をかった。

中部ドイツではすでに2月22日ツァイツ地区でストライキがおきたが、翌23日ハレで中部ドイツ鉱山労働者大会が開かれた。それには鉄道、電力、化学などの産業からも労働者が参加し、すべての公的経営における民主化の即時実施、成熟したすべての経営の社会化、直接選挙制による経営レーテの即時承認等の要求が決議された。大会参加者の半数はUSP系で、あとの4分の1はそれぞれSPD系、KPD系の者たちであったが、もし政府が要求を拒否するならば、2月24日ゼネストに立ち上がる旨の決議が満場一致でなされた。

決議通り、ゼネストはまずハレでおきた。ストライキは鉱山、電力はじめ多くの部門に及び、地域もザクセン、チューリンゲン、アンハルトにも広がった。強力な大規模ゼネストとなった。ワイマールでは、2月6日以来制憲国民議会が開催されており、政府首脳も滞在していたが、ストライキ運動の真只中におかれ、物質供給や交通もままならず、孤立的状態となった。もともとワイマールが制憲国民議会の開催地とされたのは、前年以来ベルリン

(27) zitiert aus, von Oertzen, *a. a. O.*, S. 140.

(28) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 141.

の情勢が不安定で、それを逃れるためであった。⁽²⁹⁾かくてここにいたってSPD・政府首脳は急きょ譲歩せざるをえなくなり、3月1日SPD幹部会とSPD国民議会議員団の連名のアピールが出された。⁽³⁰⁾

そこにおいてSPDは、兵士レーテがその基本的権限をもって存続すること、労働者レーテが経営レーテになって経済過程においてコントロールと共同決定の機能をもつものとして存続することを認める旨声明し、従ってこれにより政治的民主主義とともに経済的民主主義が確保されることを述べて、11月革命により政治的民主主義が実現されたうへは、政治的ストライキは労働者自身を傷つけるものであり、資本家や戦勝諸国を喜ばせるだけのものであると訴えた。

事実SPD国民議会議員団は3月1日、重要な地下資源の国有化、社会化の早期実施、経営レーテの設置を求める動議を提出したが、その一方メルカー(Maercker, G.)将軍の率いる軍隊が3月1日ハレに進撃し、労働者との武力衝突がおきた。

IV 3月蜂起と政府の対応

大衆蜂起、ストライキの波はベルリンにも及び、3月3日ベルリン労兵レーテ大会においてゼネストが宣言された。その要求スローガンは、労兵レーテの承認、⁽³¹⁾ハンブルク条項(Hamburger Punkte)の即時実施、革命的労働者

(29) Rosenberg, A., *Geschichte der Deutschen Republik*, Karlsbad 1935. 吉田輝夫訳『ヴァイマル共和国史』東邦出版社, 90ページ。Kolb, E., *Die Weimarer Republik*, München 1986. 柴田敬二訳『ワイマル共和国史』刀水書房, 29ページ。

(30) Aufruf des Parteivorstandes der SPD und der Fraktion der SPD in der Nationalversammlung, „Gegen die Tyrannei !“, Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hrsg.), a. a. O., Reihe II, Band VII/1, Berlin 1966, S. 31-33.

(31) いわゆるハンブルク条項7項目は、もともとは1918年11月革命当初にハンブルクで兵士レーテが蜂起した時に兵士の要求をまとめたものとして生まれ、1918年12月15日ハンブルクの全兵士レーテ大会で採択されたものである。須藤博忠『ド

軍の即時結成、すべての政治犯の釈放、ソヴィエトロシアとの即時国交樹立など政治的要求を主たる内容とするものであったが、労働者レーテについては、それが「勤労住民の職業的代表 (berufene Vertretung) で、ドイツにおいて新秩序を確立し築き上げる使命を有するものであり、私企業および国公経営において男女の労働者・職員・公務員の利益を擁護するものであって、経営に対してたち入ったコントロールを遂行するものであり、その活動の目標は経済生活・政治生活の速やかなる社会化にある」と規定している⁽³²⁾。みられるように重点は明らかに経営レーテにある。

3月3日ベルリンはゼネスト突入とともに争乱状態となり、政府は戒厳令を布告した。5日にはフォン・リュトヴィッツ (von Lüttwitz, W.) 将軍の率いる義勇軍と、人民海軍師団 (die Volksmarinedivision) を中心とするレーテ側兵士との間で市街戦が始まり、8日には多数の警察官が殺害されたために、ノスケは「武器を手にして政府軍に反抗する者は直ちに射殺することができる」という「発砲命令」(Schießerlaß) を発した。8日にはすでにストライキそのものは敗北していたが、11日に人民海軍師団水兵29名が殺害される事件などもあり、戒厳令は3月16日までつづいた。⁽³³⁾

この3月蜂起の犠牲者は1,000名以上に達したが、ベルリンと同様な要求を掲げてプレーメンでは3月4～5日、オーバーシュレージェンでは3月5～15日ゼネストが行われるなど、各地に波及した。この間アルテンブルクやウィッテンベルクなどでは、個々の企業において従業員と経営レーテの設置

イツ社会主義運動史』(日刊労働通信社) 457-458ページに全訳があるが、その主要点は、軍隊の最高指揮権はベルリンレーテ執行評議会のコントロールの下に人民代表評議会(ライヒ政府)が行使すること、すべての階級章を廃止すること、兵士の行動と規律については兵士レーテが責任を負うこと、指揮官は兵士の選挙によること、などであった。第1回全国労兵レーテ大会で採択されている。Ritter/Miller (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 155-156.

(32) Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 45-46.

(33) 須藤博忠前掲書477-478ページ。

について協定を結ぶところもあったが、政府、使用者、労働組合、ストライキ労働者代表による中央交渉が3月3日開催された。翌4日政府は、3月1日の SPD アピールの内容を公式の政府声明の形で発表し、つづいて翌5日には、ベルリン労働者代表（多くが SPD 系の者）に対して政府声明（ワイマール声明（Weimarer Erklärung））を行った。これはとにかくレーテを承認し、ワイマール憲法第 165 条および経営協議会法制定の出发点となったものであるが、その内容は次の通りであった。⁽³⁵⁾

- ① 労働者レーテを経済的利益代表として承認し、憲法で保障するとともに、その選出方法や任務については特別法で規定する。
- ② 個々の経営において経営労働者レーテ、職員レーテが選出され、それが一般的労働関係の規定について同権的に参画する（mitwirken）。
- ③ 生産と商品分配のコントロールと規制のため、すべての部門において労働共同体が形成される。労働共同体では企業者・経営指揮者、労働者・職員、および使用者団体・被用者団体が参画する。
- ④ 一定の地域ごとに地域労働ラート（労働議会（Arbeitskammer））が設けられ、全ライヒについては中央労働ラートが設けられる。これらの地域もしくは中央労働ラートには、労働従事者のみならず、使用者や自由職業従事者も参加する。そしてこれらラートが社会化措置に参画し、社会化された経営や部門のコントロールに関与する。これらラートは経済政策的法律および社会政策的法律のすべてについて意見を述べ、かつ自らそうした法律を提出する権限をもつ。政府はそうした法律を制定する場合、前もって中央労働ラートの意見を聞くものとする。

3月1日以降における SPD・政府首脳の前述のレーテ容認の態度は、1～2月におけるレーテ排撃の強い調子からいって驚くべき急変であり譲歩であった。それは2月下旬中部ドイツからはじまった3月蜂起当時のレーテ運動の圧力の大きさを充分うかがわせるものであったが、3月5日の政府声明の第

(34) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 144-145.

(35) Flatow, G., *Der Gesetzentwurf über die Organisation der Betriebsräte*, *Die Neue Zeit*, 37. Jg., 1919, 2. Band, S. 417. Cohen, M., *Der Rätegedanke im ersten Revolutionsjahr*, *Sozialistische Monatshefte*, 17. November 1919, S. 1047. 吉村励「ドイツ経営協議会の発生・展開」『大阪市大経済学年報』第8集（1958年）173-174ページ。

4項、すなわち地域および全国のレーテ体制に関する部分は、SPDレーテ運動家のコーヘンやカリスキ（Kaliski, J.）らの労働議會を中心としたレーテ体制構想に、ともかくも配慮したものである。

コーヘン、カリスキの主張は、⁽³⁶⁾一言にしていえば、通常の一般的選挙で選ばれる議會、つまり政治議會と並んで、各職業別（もしくは産業別）に選ばれた各職業ごとの代表者による第2院、すなわち經濟議會（Wirtschaftsparlament）ないし労働議會を作り、レーテをこの第2院の選出母体にするというものである。コーヘンは、1918年12月16～21日の第1回全国労兵レーテ大会で、制憲國民議會かレーテ体制かの問題において前者を可とし、國民議會選挙を1919年1月19日に行う決議案を提出したものであるが、実はそこにおいても、労働者レーテを全く否定するのではなく、生産発展という観点のもとに國民議會とともに労働者レーテの占める場所が設けられなければならないと主張している。⁽³⁷⁾

コーヘンらによると、レーテは労働者を生産者という観点で組織しているものであり、企業者とともに生産担当者として職業別組織を形成し、その全国代表により第2院を形成する。それは第1院たる國民議會と並存する。コーヘンはこうした主張を1919年1月28日のレーテ中央評議會と政府との會議において憲法草案に関連して述べたが、この時は、2院制は不可という論拠で政府側に一蹴された。

コーヘンはこの1919年3月初旬における政府のレーテ迎合への急変について、「レーテを憲法の中で規定すべしという労働者大衆の声はますます大きくなり、何千という労働者が、レーテ問題についての政府の態度の故に、SPDから離れていった。SPD國民議會議員団も政府に別の道をとらせる力がなかった。外部から生まれた事情がはじめてそれを可能にした。……ベル

(36) Cohen, *a. a. O.*, S. 1043ff. Kaliski, J., *Der Rätegedanke beim Neuaufbau Deutschlands, Sozialistische Monatshefte*, 24. März 1919, S. 229ff.

(37) zitiert aus, Ritter/Müller (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 377.

リンでゼネストがおき、……その圧力のもとに政府は譲歩を行った……⁽³⁸⁾
と、後に(1919年11月)に述懐している。

しかし憲法 165 条で実現したものは、コーヘンらの考えそのものによるものではなかった。労働議會を中心とするコーヘンらの構想は、1919年4月8～14日の第2回全国労兵レーテ大会では SPD 案として上程され、多数をもって採択されたのであるが、しかしその2か月後の6月10～15日の SPD 党大会では、賛成ただ1人で棄却されるという結末をみたのである。コーヘンらのこのような2院制は認められない、というのがその論拠であった。⁽³⁹⁾

それはともかくとして、3月5日の政府声明に対しては直ちに反対の声があがった。すでに3月8日自由労働組合総務委員会機関紙『コレスポンデンツブラット』(Correspondenzblatt)は、SPDと政府の考えは労働者レーテを経営レーテとして定着させ経済的任務をもつものとしようという点でとにかく共通しているが、労働者レーテはもともと生成の事情からいっても体質からいっても政治的機関であり、経済にはなじまないものである。経営レーテが参画するとされている労働関係の規定も今日では超経営レベルで、すなわち地域レベルや全国レベルで行われているから、労働者レーテを経済分野に移し変える意味がなく反対である。政府や SPD が労働者レーテを存続させざるをえないとするならば、政治的活動領域を与えるべきである、⁽⁴⁰⁾と主張するところがあった。

3月12日労働大臣主宰のもとに中部ドイツのストライキ地域の労資で協定が行われたが、その協定などは、3月5日の政府声明とはすでに別の調子のもとなっている。⁽⁴¹⁾すなわちそれによると、2月13～14日のワイマール会談の際の協定と同様、経営レーテは労働者委員会・職員委員会からその執行機

(38) Cohen, *a. a. O.*, S. 1047.

(39) これらの点は大橋昭一前掲稿でとりあげる予定である。

(40) *Correspondenzblatt*, Nr. 10, 29. Jg., 8. März 1919. (Reprints zur Sozialgeschichte, 28. Jg., Nr. 46, 16. November 1918 bis 29. Jg., 1919, Berlin/Bonn 1985, S. 81-83 im Jahr 1919)

(41) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 461-462. Flatow, *a. a. O.*, S. 417-418.

関として委員会での互選により間接的に選ばれるものであった。また経営レーテの任務については、経営運営は経営指揮者の権限としたうえで、経営レーテが独自の判断で経営管理に介入する権利はなく、経営事項の査察も経営の秘密を犯さない限り認められるものであった。そして経営レーテは経営指揮者を補佐し、経営指揮者とともに生産をできる限り高い水準とするよう配慮するものとなっており、その他の任務は大筋において、1918年12月23日の「労働協約、労働者委員会、職員委員会 および労働紛争の調停に関する命令」(Verordnung über Tarifverträge, Arbeiter- und Angestelltenausschüsse und Schlichtung von Arbeitsstreitigkeiten) を踏襲したものであった。

しかし1919年4月初頭の段階では、ライヒ政府労働省のレーテ体制についての構想は、「レーテ体制の構築」(Aufbau des Rätessystems) という表題がつけられていたことから推察されうるように、3月5日の政府声明にそってレーテ体制を作り上げようとする意図をまだもつものであった。経営協議会(経営レーテ)には政府声明で認められた権利が与えられていた。⁽⁴²⁾

ところが、4月末にまとめられた経営協議会法の最初の担当部局原案(Referentenentwurf)では、すでに経営協議会の権利は制限され、経営協議会の基本的使命は、それまでは「生産やその他の経営目的に関して被用者の影響を実現すること」となっていたのが、「経営目的の遂行にあたって使用者を補佐すること」⁽⁴³⁾ に変わっている。

その後経営協議会法案は、直接的には非社会主義政党的関与などにより、3月5日の政府声明からさらに後退し、1920年2月4日公布された形で目の目をみた。この過程については別の機会にとりあげることにし、本稿では次に、1918年11月9日政治変革当初における経営レーテの活動についてさらに補足的にみておきたい。

(42) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 154.

(43) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 155. この文言は、公布された経営協議会法第1条にある。

V 経営レーテの活動

1918年11月の政治変革当時における経営レーテの活動の状況については、上記において折りにふれて概述してきたが、そもそも当時のレーテは理論的組織的な準備のうえに生まれたものではなく、短期的にいわば即席的に急造されたものであって、結論的にいえば、当時の経営レーテの活動、運営は非組織的⁽⁴⁴⁾で、試行錯誤的な要素をかなりもつものであった。

経営レーテは、既述のように、賃金引き上げや労働条件の改善などとともに経営管理に対するコントロールを要求し、問題ある管理者や職員の排除を要求するところもあった。そうした管理者・職員の解任要求が行われたところは、一般的には鉱山業に多かった。鉱山業では多くの所で、管理者・職員による労働者のいわゆる非人間的な扱いが行われてきたために、それに対する労働者の反撥も強かったのである。ルール地方リュネンのピクトリア鉱山 (Zeche Victoria) のように、管理者・職員の解任後、比較的長く労働者のみによっていわば自主管理された所もあるが、全体としてみればこうした例は少数で、多くの企業では新しい管理者・職員の選任が行われた。つまり旧来の企業者・経営者による経営体制はともかく持続し、それを前提としての参加、共同決定が行われた。レーテ運動は多くの場合、実際にはそれを越えるものではなかった。

比較的長期に、多少秩序的に経営レーテによる参加・共同決定の試みが実践されたのは、一般的には公的経営においてであった。公的経営では、旧来専制的国家権力を背景に労働者に対し厳しい管理が行われてきたという経緯⁽⁴⁵⁾もあって、政治変革後の労働者の反撥も強かった。公的経営の中には、政治

(44) 以下本節の記述は、von Oertzen, *a. a. O.*, S.170ff による。

(45) レーテ勢力を武力鎮圧したことで有名なノスケは、次のように述べている。
「以前は、SPD と名乗るだけでも、海軍工廠などでは危険なことであった。いわゆる煽動者を見つけると、管理者は何かの口実を見つけて追放したものだ。…労働組合的組織への加入も、長らく禁じられていた。恩給と福利制度により労働者は経営に縛りつけられ、解雇されることをとくに恐れた。監督は厳しく行わ

変革そしてレーテ運動により経営所有者であるライヒ (国) やラント (邦または州) などの力が直接的に影響をうけ、経営者・管理者の力が弱くなって、レーテの活動にとって有利な展開となったところがある一方、SPD 首脳を中心とするライヒやラントの行政担当者がともかくも行政を維持しようとして、行政組織やそれに関連する公的経営に対するレーテの介入や参加をできる限り排除しようとしたところもあった。

前者の例としては、キールのある魚雷部門工場 (従業員約2,200人) がある。ここでは、政治変革後経営レーテ (経営レーテ員11名) が結成されて、海軍省との協定により工場指揮者が解任され、約5か月間は工場指揮者なしのまま経営レーテが管理を担当した。その後専門的管理者の必要性が認識され、工場指揮者がおかれることになった。工場指揮者は技術的問題については単独で決定する権限を有していたが、2週間ごとに経営レーテに対して業務状況の報告をすることになっていた。経営レーテは経営従業員集会で直接選出されるものであったが、従業員の解雇は経営レーテが自ら行うなど、管理の担当者たる性格を強くもつものであった。

従業員の直接的な社会的事項は、経営レーテではなくて、職場委員 (Vertrauensleute) が担当した。職場委員は職場ごとに選出されたが、職場グループごとないしは問題ごとに代表委員がおかれ、最高責任者として総代表委員 (Generalobmann) がおかれた。総代表委員は経営レーテメンバーがこれにあたった。福利施設の運営は2人の従業員代表がこれを行い、経理計算は従業員代表陪席のもとに行われた。

またウィルヘルムスハーフェンの国有造船所のように、従業員代表の協議会 (Beiräte) が作られたところもある。これは造船所全体と各部門ごとに設けられたが、1918年12月にその活動基準が管理者側も承認して作成された。

れ、えこひいき、追しょう、卑屈が多くの労働者に生まれた。こうした惨めなことに対して、革命後にそれを推進してきた者や得をしてきた者に対して報復が行われたのだ。これまでの強い専制が労働者に行われなくなるや否や、労働者は一方の極端から他の極端へ走った。」 zitiert aus, von Oertzen, a. a. O., S. 174.

それによると、協議会はすべての管理上の会議に出席して管理者と対等で協議するものであり、すべての経営事項について査察し、異議申し立て権 (Einspruchsrecht) をもつものであったが、しかし協議会は「理解と熟達をもって」 (Takt und Gewandtheit) 活動すべきものとなっていた。

これらの例は、工場運営³からいっても比較的うまくいったものであるが、ベルリン・シュパンダウの軍需工場のように、うまくいかなかった場合もある。ここは従業員1万人以上の大経営であった。政治変革後工場指揮者が更迭され、新管理者と労働者代表が協議する形で運営が行われたが、労働者レーテに対する政治的批判や個人的非難が強く、政府も妨害の態度をとった。結局1919年3月工場は閉鎖となり、従業員の大半は解雇された。

軍需工場以外の例として、フランクフルト・アム・マインの鉄道管理局の例をあげておきたい。ここでも政治変革後、他の多くの都市と同様に、フランクフルト労働者ラートができ、その小委員会の一つとして鉄道管理のコントロールのため交通委員会 (Verkehrsausschuß) ができた。同交通委員会は労働時間、就業規程、賃金形態、賃金支払い方法、社会保険、従業員の雇入れと解雇、管理者の人選もしくは任命について共同決定すること、経営の運営に共同参加すること (Mitbeteiligung)、すなわち労働者・職員の代表 (職場委員) が管理について関与することを要求した。事実、交通委員会の要請によりとくに問題のある職員4名が解任され、管理局の福祉部 (Wohlfahrtsdezernat) には2名の労働者ラート員が参加することになった。

しかしこうしたことは、鉄道を管轄するプロイセン公共事業省と軋轢を生み、1919年1月プロイセン公共事業省は調査委員会をフランクフルトに派遣した。その調査委員会は、ドイツ鉄道員労働組合議長ブルナー (Brunner, L.) レーテ中央評議会員のカーマン (Kahmann, H.) を主たるメンバーとするものであったが、しかし調査委員会は管理者側になつて、交通委員会の活動や主張を激しく非難した。

交通委員会側は「政治的革命的論理的帰結およびその経済的結果として広範なる経営の民主化が必要となった」という立場にたち、労働者レーテ

(経営レーテ) による共同決定以外に、労働者代表が管理組織に直接参加し業務を担当することが必要と考えていたのに対して、SPD・政府首脳はまさにそうしたことをやめさせようとしていたのである。それは、1918年11月革命において旧来の行政機構をそのまま維持せんとしたライヒ政府・プロイセン政府と、そのいわば革命的変革を企図したレーテ勢力との闘争の一局面であった。

周知のように、当時のドイツ革命の大きな特徴は、それまでの行政機構がほとんどそのまま存続したことであるが、⁽⁴⁶⁾このことはプロイセン政府でも同様であった。プロイセン政府は11月12日に SPD・USP 同数構成で新発足したが、発足直後からレーテの活動を行政へのコントロールに限定するよう努め、それ以上の関与を介入 (Eingriff) として厳しく拒否して⁽⁴⁷⁾きた。

とくに行政機構における人事面においてそうであって、11月16日ベルリンレーテ執行評議会が問題のある官吏の解任を主張するや、直ちにプロイセンラント政府は反撃し、政府の指示に従っている者の解任は認められないと声明した。11月22日ライヒ政府 (人民代表評議会) とベルリンレーテ執行評議会と⁽⁴⁸⁾で、行政の執行につき合意ができたことに基づき、翌23日ベルリンレーテ執行評議会は、官吏の解任は政府の了承のもとにのみなされうことを認めるにいたった。それでも12月20日プロイセン内務省・財務省は、労働者レーテが人事変更を望む場合には、事前に当該省の決定が必要である旨を改めて指示している。

フランクフルト交通委員会の行為は、まさにこうしたプロイセン政府の意図に反するものであって、プロイセン政府としては、行政機構の一つとしての鉄道機構の維持のために、交通委員会の行為を認めるわけにいかなかった

(46) 大橋昭一「ドイツにおけるレーテ運動の生成」130-131ページ。

(47) Kolb, *Die Arbeiterräte in der deutschen Innenpolitik 1918-1919*, S. 262ff.

(48) この合意書によって、政治的主権は労兵レーテにあるが、行政権は人民代表評議会 (政府) にあることが確認された。Ritter/Müller (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 119-122. 大橋昭一前掲稿139ページ。

のである。単なる生産現場である軍需工場とは、意味が異なっていたのである。

なお鉄道の運営については、ベルリンレーテ執行評議会は1918年11月23日付の「労兵レーテ活動基準」(Richtlinien des Vollzugsrats für die Arbeiter- und Soldatenräte)において、「水運、鉄道、郵便への介入はどのようなものであれ絶対になされてはならない⁽⁴⁹⁾」と規定している。

プロイセン公共事業省とフランクフルト交通委員会との衝突は、このような背景のもとにおきたものであったが、しかし調査委員会メンバーは、交通委員会メンバーたちが共同決定・経営参加の名のもとに個人的利益、すなわち地位就任を企図しているのではないかという疑いをもっており、そこに主眼をおいた調査となつて、個人的非難や感情的対立が強く現われたといわれ⁽⁵⁰⁾る。

VI 経営レーテの主張点(まとめ)

1919年の1月蜂起と1月19日制憲国民議会選挙を大きな契機とする経済的レーテ化の動きは、同年4月8～14日の第2回全国労兵レーテ大会において一つの転回点を迎える。すなわち「1919年1月から4月にいたる間には、レーテを維持しようとしたりそれを充実しようとする大規模な闘争がつづいたが、しかしそれ以後レーテの影響力は急速に後退した。そして1920年1月になってなおもつづいていたすべての試みも、経営協議会法によって終止符が⁽⁵¹⁾うたれた」。

(49) Ritter/Miller (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 120.

(50) ブルンナーとカーマンら調査委員会メンバーは、労働者レーテのメンバー等に対し、あたかも部下に対する上司のごとく振る舞い、鉄道管理局長官には表敬訪問をするなどたっぷり時間をとったが、交通委員会メンバーとの会談では、ベルリンへ帰る列車の都合で、それを中断することもあった。von Oertzen, *a. a. O.*, S. 180.

(51) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 440.

こうした当時における経営レーテ運動の主張や要求、あるいはその基礎にある考え方については、すでに折りにふれて関説してきたが、ごく一般的には次のように概括することができる。

経営レーテ運動において、多くの場合素朴な形でまず第一に提起されたのは、賃金引き上げ、労働時間短縮など労働条件の改善にかかわる要求であった。これは第1次大戦敗戦当時の経済的苦況が背後にあるが、レーテの中には戦争中の企業の高利潤確保・蓄積について攻撃し、その分配を求めるものもあり、これが一般的には企業利潤の分配、労資における所得や財産の格差是正を求める要求となって現われたりした。

こうしたさしあたりの経済的要求に関連して、ほとんどすべての経営レーテにおいて、労働者に直接関連する社会的事項、賃金決定方法、雇入れ、とくに解雇、さらには就業規程に関して共同決定する要求がなされている。経営（ないしは生産活動）のコントロールと共同決定は、当時における経営レーテのいわば一致したスローガンであった。W. ケネン指導下の中部ドイツの運動のように、コントロールと共同決定とを区別し、さしあたりコントロールに比較的焦点をおくような場合においても、賃金や解雇などについては共同決定の要求をしている。

その場合、共同決定については、経営レーテの同意必要権ないし拒否権として比較的内容が明確であったが、⁽⁵²⁾コントロールについては必ずしも明確でなかった。W. ケネンのように、これを共同決定の前段階ないし経営レーテが責任を負わない形での参加とするものもいたが、一般的には経営レーテが決定へ参加しない形での経営活動の監督、監視とされ、コントロールに関連して多くの場合主張されたのは、経営活動やその資料（帳簿など）への査察であった。このため経営会議や監査役会への参加を要求したところもある。

(52) 共同決定事項において経営と経営レーテとで意見の不一致が生じた場合には、急進派レーテでは地域労働者レーテが、穏健派レーテでは労資同数構成の地域経済レーテもしくは調停機関が裁決するというのが一般的な考え方であった。von Oertzen, *a. a. O.*, S. 446.

しかし経営レーテ運動を最も強く特徴づけるものは、何よりも、旧来の企業者専制的な経営を打破し、なんらかの経営民主化を行おうということであったであろう。企業者専制的な経営は、ドイツでは重工業などにおいてとくに“Herr im Hause”（経営の主人）として知られ、また経営絶対主義（Betriebsabsolutismus）とよぶものもいたが、⁽⁵³⁾そもそもレーテ運動は旧来社会の指導的担い手（企業者・経営者あるいは管理者、将校、高級官吏など）たちによる支配・社会運営の是正を求めて生じた性格を強く有し、企業では専制的管理の尖兵となってきた管理者・職員の排除などを要求し、それを実行させたりした。

経営民主化の主張には、もちろん過激なものから穏健なものまで種々あった。また、経営民主化という言葉そのものをスローガンとしていたものは、実は必ずしも多くなく、ルール地方などのように、社会化という言葉の使われた場合が多い。社会化についても種々な考え方があり一様ではないが、経営レーテ運動において社会化の内容として考えられていたのは、まず第一にそれまでの専制的管理の是正であった。⁽⁵⁴⁾

すなわち社会化は多くの場合、単なる国有化とは区別して提起された場合が多く、⁽⁵⁵⁾単なる経営所有者の交代ではなくて、個々の職場の運営をはじめとして経営の変化を求めるものであった。従って当時の経営レーテ運動では、社会化といっても、究極的目標は別として、実際には所有の社会化すなわち企業所有者の変革つまり旧来の資本家・企業者の廃絶を求めるものでは必ずしもなく、資本家・企業者の存在を前提とし、それとの共同決定あるいは経営のコントロールにより経営の仕方の民主化を実現しようとするものが多か

(53) たとえば SPD 系レーテ運動家ブルシツァク（Burciczak）は、1919 年 1 月 17 日のベルリン労兵レーテ大会で、経営レーテ運動のいっそうの推進、発展をはかる必要がある趣旨の決議案を提出したが、その際そういうことがなされないならば「古い経営絶対主義が栄えるであろう」と述べている。von Oertzen, *a. a. O.*, S. 83.

(54) Kolb, *Die Weimarer Republik*, 前掲訳書 26 ページ。

(55) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 449.

った。経営レーテはそうした社会化の担い手という位置づけであった。

このように社会化が経営の民主化として提起され、経営レーテがその担い手ということになると、経営レーテは個々の経営の要件や状況にとらわれたものとなり、たとえそれが労働者の利益を擁護するものであっても、個々の経営の労働者の利益だけを代表するものとなるおそれがある。この点は、自由労働組合などが経営レーテ運動に対して批判を加えた第一の点であった。

自由労働組合の考え方によれば、労働者の組織は、あくまでも労働者のたまたま就業している経営のいかにとらわれない同一職業部門労働者全体の利益、ひいては労働者全体の利益を代表するものでなくてはならず、経営ごとの組織は経営利己主義的なものに化すおそれをもつものであった。従って労働者の組織が本来追求すべきものは、個々の経営の民主化というよりは、経済全体の民主化であり、経済民主主義が第一のスローガンとなるべきものであった。

これに対してレーテ運動、経営レーテ運動は、自由労働組合などが労働者全体の立場にたつことをさらに拡大して国民全体、ドイツ全体の立場にたつべきであるという名目のもとに、たとえば第1次大戦に協力したことへの批判から出発したものであり、その限りにおいては、全体の利益よりも労働者の利益を前面におき、⁽⁵⁶⁾しかも労働者を現に労働している場、つまり経営そのものにおいて組織し、現に働いている場における、その現場に直接関連した労働者の要求や主張から出発しようとするものであった。

しかしレーテ運動、とりわけ経営レーテ運動においては、たとえ出発点が個々の経営にあるとしても、職業部門ないし産業部門ごとにそれを集約し、さらには全国的レベルにおいて労働者全体の利益としてそれを組織していくことは当然の必要事であった。とくにSPD系レーテ運動家にとっては、SPDが政権党であり、SPDがもともと自由労働組合といわば一体のものということもあり、レーテと労働組合との関連という問題を含めて、これは最初から大きな問題であった。

(56) von Oertzen, *a. a. O.*, S. 412.

SPD のコーヘンらのレーテを基盤とする労働議会（ないし経済議会）の主張は、これに対応しようとする構想であった。こうした経営レーテ（ないし労働者レーテ）を基礎にして産業部門および地域ごとの組織をへて、全国的中央レベルにいたるまでレーテをどのように位置づけ、組織していくかの問題が中心的に論じられたのは、1919年4月8～14日の第2回全国労兵レーテ大会であった。それについては稿を改めて考察するよう考えている。